

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年2月15日）

提案課名 農業振興課

報告者名 北村 正臣

事案名	秦野市観光農園推進基本方針（案）について	有 資料 無
提案趣旨	市内における体験型農業の拡充を推進するとともに、表丹沢における拠点形成や回遊と滞在を高める仕掛けの充実を図ることを目的として、新規観光農園の設置誘導や既存観光農園の拡充支援等を取組の方向性として定めた秦野市観光農園推進基本方針を定めるので報告するものです。	
概要	<p>1 策定の背景</p> <p>(1) 秦野市都市農業振興計画では体験型農業の拡充を重点施策として、また、表丹沢魅力づくり構想では表丹沢エリアにおける回遊性及び滞在性の向上を課題として掲げている。</p> <p>(2) これまで実施してきた個々の観光農園のPRにとどまらず、新規観光農園の設置誘導、既存観光農園の拡充、農園ハイクの拡充及び表丹沢魅力づくり構想との連携等、体系的な取組を図るための方向性としてまとめた基本方針を策定する必要がある。</p> <p>2 方針の構成</p> <p>(1) 目的（はじめに）</p> <p>(2) 定義</p> <p>(3) 社会動向</p> <p>(4) 本市観光農園の現状</p> <p>(5) 観光農園推進の意義</p> <p>(6) 取組の方向性</p> <p>(7) 付加価値の創造</p> <p>(8) 広報戦略</p>	
経過	<p>令和3年7月～ 市内観光農園の実態調査を実施</p> <p>令和3年9月～ 庁内関係課と調整</p> <p>令和4年1月31日 政策会議に付議し、原案了承</p>	
今後の進め方	<p>令和4年3月 利用方針の策定</p> <p>令和4年4月以降 方針に基づく取組の検討及び実施</p>	

秦野市観光農園推進基本方針（案）

1 目的（はじめに）

この方針は、本市農業の特徴である少量多品目を生かし、1年を通して「いつでも「旬」を感じる「旬感体験」ができる秦野市」として、本市の魅力ある資源と連携することにより、表丹沢魅力づくり構想における拠点形成や回遊と滞在を高める仕掛けの充実を図るとともに、秦野市都市農業振興計画に掲げる体験型農業の拡充を推進することを目的として、観光農園に係る取組の方向性を定める。

2 定義

「観光農園」とは、以下のものをいう。

- (1) 市内外からの来訪者が、農家自ら生産した農作物のは種から収穫までの一部農作業を体験または圃場を鑑賞する農園をいう。
- (2) 市内外からの来訪者自らが、生産するために提供している農園（市民農園等）をいう。

3 社会動向

近年、商品を所有することで価値を見出す「モノ消費」から体験等を通じて価値を見出す「コト消費」へと消費者ニーズが変化しているなか、本市では新東名高速道路により、上地区に新秦野インターチェンジ、北地区には秦野丹沢サービスエリア及びスマートインターチェンジが開通する。これにより、東名高速道路の秦野中井インターチェンジを含めて、市街地を囲むように3つのインターチェンジが位置することになるため、新たな誘客の増加が期待される。

4 本市観光農園の現状

本市の農業は、農地が人口密集地に近く、飲食店や販売店を含めた消費者が近い都市型農業である。

また、市内各地区において様々な品目が栽培されており、特定の品目に特化せず少量ではあるが栽培品目が豊富にある少量多品目が特徴である。

観光農園については、落花生、サツマイモの掘り取りやイチゴ、ブルーベリー等の摘み取りが体験できる観光農園が主に新東名高速道路秦野丹沢サービスエリア予定地周辺に設置されている。

また、ハイキングをしながら収穫体験ができる農園ハイクを2地区で行っており、JAはだの主催によるはだの農業満喫CLUBの会員等に周知し、市内外から参加者を募っている。

観光農園を周知するにあたり、募集期間中には、市ホームページへの掲載やチラシを作成する等周知している。市内ブルーベリー摘み取り農園については、ガイド

マップを作成し各公共施設やJAはだの各施設に配布している。

5 観光農園推進の意義

(1) 生産意欲の向上

観光農園は農業者が観光客と触れ合う機会が多く、農業者としては来訪者の反応を直接見ることができるため、生産意欲の向上及び運営方法の改善等、経営努力の向上に寄与する。

(2) 本市経済の活性化

観光農園の新規開園や拡大による新規雇用の創出及び市内集客施設（公共施設含む）との情報共有・連携・協力をすることで、市内における回遊性を高め、観光客の滞在時間の向上及び本市経済の活性化を図る。

(3) 誘客の増加

観光農園の来訪者は、実際に生産者の顔が見えることで、安心して摘み取り等ができるためリピーターも多い。このことから、広報誌等のPRにより新規観光客を創出し、リピーターを確保することで将来的な定住・移住に繋がる交流人口及び関係人口の増加を目的とした誘客の増加を図る。

6 取組の方向性

本方針の目的を達成するため、次のとおりの取り組みを行う。

(1) 新規観光農園の設置の誘導

ア 農家自らの新規開園希望者の創出・把握

イ 民間事業者の誘致の促進

ウ 開園希望者の新規開園に対する支援

(2) 農園ハイクの拡充に係る新規実施地区の創出及び他事業との連携による開催

ア 新規実施地区の創出に向けた仕組みづくり

イ 文化交流事業等との連携による開催方法の検討

ウ 既存実施地区に対する支援

(3) 既存観光農園の拡充の誘導

既存観光農園の拡充に対する支援

(4) 基盤整備の推進

集客につながる効果的な案内表示板及び駐車場の設置等、基盤整備の推進

(5) 表丹沢魅力づくり構想や4駅周辺の賑わい創造等との連携

効果的な情報発信や回遊性を高める仕組みづくり

(6) 大学との連携

学生等との協働の場を創出するとともに、新たな発想や知見を生かした魅力ある観光農園の仕組みづくり

7 付加価値の創造

観光農園のみならず、表丹沢魅力づくり構想及び4駅周辺の賑わい創造と連携し、地域の活性化につながる付加価値の創造に取り組む。

8 広報戦略

市内観光施設や公共施設等が連携した表丹沢魅力づくり構想に基づくプラットフォームを活用し、各農園の詳細、予約状況及び混雑状況等が確認できる仕組みづくり及び

SNSにより事業者や参加者の積極的に発信ができる仕組み・方法等の検討を行う。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から運用する。